

東京電機大学 同窓会
正 会 員
援 助 規 則

(目 的)

第1条 クラス会、合同クラス会、クラブOB会、研究室OB会及び縦の会（以下各会合という）の会員相互の親睦を図る活動に対して援助することを目的とする。

(名称の定義)

第2条 各会合の名称は、下記内容をいう。

- (1) クラス会とは、卒業した年次の卒業した学科（クラス単位）の人が集う会合。
- (2) 合同クラス会とは、卒業した年次の複数クラスの人が集う会合（たとえば、退任する先生を囲む会）。
- (3) クラブOB会とは、同窓の同じクラブの人が集う会合。
- (4) 研究室OB会とは、同窓の同じ研究室の人が集う会合。
- (5) 縦の会とは、工専、短大、学部の学科別、大学院専攻別の同窓生（全卒業生）が集う会合。

各会合は対面を原則とするが、遠隔会議システム等を利用したリモート オンライン会合（以下リモート会合という）であっても良い。

I. クラス会・合同クラス会・クラブOB会・研究室OB会の開催援助

(援助基準)

第3条 各会合を開催するに当たり、次の基準に基づき援助を行う。

- (1) 援助は、各会合毎に年度内（4月1日～翌年3月31日まで）に1回とする。但し、リモート会合に限り、2回までとする。なお、各会合が同日に開催される場合は、その何れかの援助のみとし、重複は出来ない。
- (2) 各会合の諸手続きを完了していること。
- (3) 各会合とも開催時10名以上の参加者があること。但し、既に会員が、10名に満たないクラスの場合その旨を届出、同窓会会長の承認を得た場合その限りではない。

(援助事項)

第4条 各会合を開催する場合、次の援助を行う。

- (1) クラス会・クラブOB会及び研究室OB会を開催する場合は、2万円（リモート会合の場合は1万円）のお祝い金と通信費実費を支給する。
- (2) 合同クラス会を開催する場合は、集うクラスの数×2万円（リモート会合の場合は1万円）をお祝い金として支給する。但し、6万円（リモート会合の場合は1回に就き3万円）を限度とする。また、通信費として300人を限度として実費（往復ハガキ代）を支給する。

(申請手続き)

第5条 開催日の1週間前までに、次の事項を文書又はFAXで校友会内大学同窓会事務局に申請する（所定の申し込み用紙に内容記載）。リモート会合の場合は、同窓会ホームページよりオンラインで1週間前までに申請する。

- (1) 会合名
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 代表者の氏名及び連絡先
- (4) 通知者数
- (5) 招待する先生のお名前

(会合の報告義務)

第6条 各会合を開催した後、代表者は、参加者の氏名及び参加者の名簿を、開催日後2週間以内に同窓会事務局に提出する。また、2週間以内に提出されない場合、次年度以降の当該会合に対し、お祝い金及び通信費は支給しない。

II. 縦の会の開催援助

(援助基準)

第7条 会合を開催するに当たり、次の基準に基づき援助を行う。

- (1) 援助は、会合毎に年度内(4月1日~翌年3月31日まで)に1回とする。但し、リモート会合に限り、2回までとする。
- (2) 会合の諸手続きを完了していること。
- (3) 開催時15名以上の参加者があること。但し、既に会員が15名に満たない場合は、その旨を届出、同窓会会長の承認を得た場合、その限りではない。

(援助事項)

第8条 会合を開催する場合、次の援助を行う。

- (1) 縦の会を開催する場合は7万円を限度として、お祝い金を支給する。但し、支給金額は参加人数によって次の通り定め、リモート会合の場合はその2分の1の額とする。また、通信費として500人を限度として実費(往復ハガキ代)を支給する。

イ	30人まで	3万円
ロ	31人~50人	5万円
ハ	51人以上	7万円

- (2) 縦の会には、事務経費として年額5万円を支給する。但し、年度毎に次の事項をまとめ、校友会内同窓会事務局に申請し、代表者又は代理人は、同窓会指定の領収書を発行する。

イ	代表者・事務局及び連絡先
ロ	前年度活動報告及び当年度の活動計画
ハ	最新の名簿

(申請手続き)

第9条 開催日の1週間前までに、次の事項を文書又はFAXで校友会内大学同窓会事務局に申請する(所定の申し込み用紙に内容記載)。リモート会合の場合は、同窓会ホームページよりオンラインで1週間前までに申請する。

- (1) 会合名
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 代表者の氏名及び連絡先
- (4) 通知者数
- (5) 招待する先生のお名前

(会合の報告義務)

第10条 各会合を開催した後、代表者は、参加者の氏名及び参加者の名簿を、開催日後2週間以内に同窓会事務局に提出する。また、2週間以内に提出されない場合、次年度以降の当該会合に対し、お祝い金及び通信費は支給しない。

(改 廃)

第11条 この規則の改廃は、幹事会で定める。

附 則

この規則は、平成19年1月1日より施行する。

平成26年5月21日 一部改正

令和2年11月1日 一部改正